

証明書発行制度の利用にあたり 証明書発行作業の迅速化・効率化に向けたお願い

(社) 電子情報技術産業協会

当協会では証明書発行制度^(注1)を本年 2 月より開始し、多くの証明書発行申請ならびに問い合わせをいただいておりますが、同件数が大幅に増加しております。

当協会においては、証明書発行に係る事務作業の迅速化・効率化に向けて、可能な限り対応してまいります。申請者(設備メーカー等^(注2))におかれましても、以下事項を徹底いただきますよう、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

注 1：生産性向上設備投資促進税制（A 類型）、中小企業投資促進税制（上乗せ措置）

注 2：申請する設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいですが、設備を販売する代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することが可能です。

1. 申請する設備の資産計上区分の確認について

- 設備メーカー等は当協会へ証明書の発行申請する際、設備ユーザーに申請する設備(当該設備)の資産計上区分を必ず確認し、当協会にて証明書を発行できる設備の区分・細目であることを確認のうえ申請してください。

※当協会への申請は、設備ユーザーが当該設備を以下表記載の区分・細目で資産計上するものに限りです。

※設備ユーザーにおける当該設備の資産計上区分と証明書の区分が異なる場合、発行した証明書は無効となる可能性がございます。

2. 使用する申請様式と記入について

- 設備ユーザーの資産計上区分に該当する申請様式を当協会ホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。
- 記入時は、当協会ホームページに掲載している「機械及び装置」もしくは「器具又は備品」の記入例を必ず参照のうえ、記入してください。

＜本税制において当協会が証明書を発行できる対象設備の区分・細目の一覧＞

「機械及び装置」(以下細目のみ)	
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 (No.20)	電気機械器具製造業用設備 (No.21)
通信業用設備 (No.35)	放送業用設備 (No.36)
映像、音声又は文字情報制作業用設備 (No.37)	娯楽業用設備 (No.51)
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの (No.55)	
機械及び装置以外の「器具又は備品」(以下細目のみ)	
電子計算機(サーバー [ソフトウェア(OS)を同時に取得するもので中小企業者等が取得するものに限る])	

※当該設備を上記表以外の区分・細目で設備ユーザーが資産計上する場合、当協会では証明書を発行できません。

※本税制における証明書は、当該設備が最新モデルであること、生産性が向上していることを証明するものです。そのため、他の要件である「最低取得価額」を満たしているか否か、本税制措置を受けられるか否かについては、当協会が判断することになっておりませんので、必ず設備ユーザーが税理士もしくは所轄の税務署に問い合わせてください。

以 上